

まどぐち
各種相談窓口

各種人権相談窓口

●市民相談・人権相談(各区役所総務課)

(月～金9:00～17:00、祝日等を除く)

堺区	☎072-228-7403	FAX.072-228-7844
中区	☎072-270-8181	FAX.072-270-8101
東区	☎072-287-8100	FAX.072-287-8113
西区	☎072-275-1901	FAX.072-275-1915
南区	☎072-290-1800	FAX.072-290-1814
北区	☎072-258-6706	FAX.072-258-6817
美原区	☎072-363-9311	FAX.072-362-7532

●人権相談

【人権ふれあいセンター】

☎072-245-2530 FAX.072-245-2535

(火～土9:00～17:30、水曜日は20:00まで、祝日等を除く)

【人権部 人権推進課「人権相談ダイヤル」】

☎072-228-7364 FAX.072-228-8070

(月～金9:00～12:00、13:00～17:00、祝日等を除く、受付終了16:30)

●差別落書・文書・発言を見聞きした時は…

【人権部 人権推進課】

☎072-228-7420 FAX.072-228-8070

【学校教育部 人権教育課】

☎072-228-7484 FAX.072-228-7421

(いずれも月～金9:00～17:30、祝日等を除く)

性的マイノリティに関する相談窓口

●人権相談ダイヤル【人権部 人権推進課】

☎072-228-7364 FAX.072-228-8070

(月～金 9:00～12:00、13:00～17:00、祝日等を除く、受付終了16:30)

※第4水曜日は弁護士相談(面談)を実施しています。(要事前予約)

●弁護士によるLGBTsのための電話相談

☎06-6364-6251【相談料無料】【大阪弁護士会主催】

(毎月第4月曜日、16:00-18:00、祝祭日・年末年始の日程は大阪弁護士会のHPを確認ください。)

外国人の人権に関する相談窓口

●大阪法務局内人権相談室

☎0570-090911(月～金9:00～17:00、年末年始を除く)

●堺市立国際交流プラザ

☎072-340-1090

(月～金10:00～12:00、13:00～16:00、土・日祝日等除く)

性暴力に苦しんでいませんか?(性暴力受診受付・相談)

緊急時の対処

●性暴力救援センター・大阪SACHICO

(病院拠点型ワンストップセンター)

☎072-330-0799 24時間ホットライン

●サチッコ ☎06-6632-0699 (水～土14:00～20:00)

●堺市立総合医療センター

(性暴力被害者医療受診専用ホットライン)

☎080-8925-8880(24時間対応)

●こころの健康センター(心理カウンセリング)※予約制

☎072-245-9192 FAX.072-241-0005

(月～金9:00～17:30、祝日等を除く)

インターネットトラブル相談窓口

犯罪性がある場合

●サイバー犯罪に関する相談・情報提供

(大阪府警)



●警察相談専用電話(警察本部府民応接センター)

☎#9110 局番なし(月～金9:00～17:45)

※緊急性がある場合は110番通報を。

インターネットでのいじめや人権に関する相談(法務省)

●女性の人権ホットライン

☎0570-070-810 (月～金8:30～17:15、祝日等を除く)

●子どもの人権110番

☎0120-007-110 (月～金8:30～17:15、祝日等を除く)

●みんなの人権110番

☎0570-003-110 (月～金8:30～17:15、祝日等を除く)

学校でのトラブルに関する相談

●すこやかホットライン(大阪府教育センター)

☎06-6607-7361(月～金9:30～17:30)

メールアドレス:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

お金や商品・サービスなどに関する相談

●消費者ホットライン(消費者庁)

☎188(いやや!) 局番なし(原則毎日、年末年始を除く)

●堺市立消費生活センター

☎072-221-7146

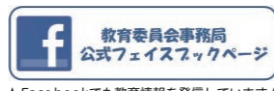
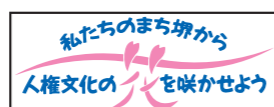
(月～金9:00～17:00、祝日・年末年始を除く)

FAX.072-221-2796

※来所による相談も行っています。



みんなのために、みんなのできることを。
笑顔を、未来へつなげよう。



★Facebookでも教育情報を発信しています★
http://www.facebook.com/sakaikko



だれ 誰 ひ と り
 取 り 残 さ な い

しあわせにくらす権利は、
 地球に住むすべての人が持っているものです。
 国が違っても、年齢が違っても、考え方が違っても、
 同じ人間であり大切な仲間。
 誰ひとり取り残さないで、
 明るい未来へと歩んでいきたいものです。

もくじ

世界の約束「SDGs」と人権 3
 子どもたちに、安心を。
 いじめについて 5
 児童虐待について 7
 すべての「性」に、しあわせを。 9
 すべての人の権利を、大切に。
 外国にルーツがある人の人権 11
 同和問題 12
 島田妙子さん インタビュー（虐待・いじめについて） 13
 坂元茂樹さん インタビュー（SDGsについて） 14
 各種相談窓口

ハニワさん

人権課題について
 つなぐさんと一緒に
 考えていきます。

つなぐさん

みんなとの
 つながり
 を大切に
 する小学生。



世界の約束「SDGs」と人権

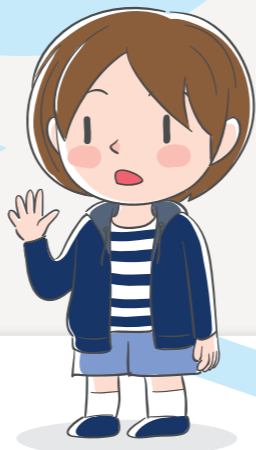
エスディージーズ

じん けん

地球環境や気候変動、紛争・難民、貧困・飢餓、教育の確保など、今、世界はたくさん問題を抱えています。これを解決するために、2015年、国連サミットで国連に加盟している193か国が合意し、17の目標が決められました。それを、SDGs(持続可能な開発目標)といいます。SDGsの合言葉は、「誰ひとり取り残さない」。すべての人に平等をという考え方がベースになっています。ゴールは2030年、今、世界中の国々がSDGsの達成をめざして取り組んでいます。

2030年のゴールには私たちが子どもも社会の一員。未来のためにできることをしよう。

14ページを読んでね



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

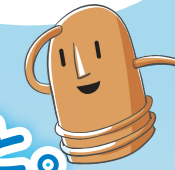
- | | | |
|----------------------|-----------------------|-------------------|
| 1 貧困をなくそう | 2 飢餓をゼロに | 3 すべての人に健康と福祉を |
| 4 質の高い教育をみんなに | 5 ジェンダー平等を実現しよう | 6 安全な水とトイレを世界中に |
| 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | 8 働きがいも経済成長も | 9 産業と技術革新の基盤をつくろう |
| 10 人や国の不平等をなくそう | 11 住み続けられるまちづくりを | 12 つくる責任 つかう責任 |
| 13 気候変動に具体的な対策を | 14 海の豊かさを守ろう | 15 陸の豊かさを守ろう |
| 16 平和と公正をすべての人に | 17 パートナリーシップで目標を達成しよう | |

「SDGs」について詳しいことは右のWEBサイトへ!

学校のための持続可能な開発目標ガイド(ユニセフ)
<https://www.unicef.or.jp/kodomo/sdgs/>



みんなで協力すれば小さなことでも大きな力になるね。



誰ひとり取り残さない 今、毎日の生活の中で私たちにできること。

世界を変えるなんて、できっこない。そう考えている人はいませんか? そんなことはありません。一人の力は小さくても、みんなが協力すればとても大きな力になります。毎日の暮らしの中で、私たちがかんたんにできることはいろいろあります。

- サイズが小さくなった洋服は寄付する。
- 使わない電化製品のコードを抜いて、電気を節約する。
- 買い物に行くときはマイバッグを持参する。

- 必要以上に食べ物を買わないようにする。
- 今日からできることをはじめてみよう!
- 紙やプラスチック、ガラス、アルミは分別し、リサイクルする。



堺市は、エスディージーズ「SDGs未来都市」に選ばれました

人権を大切にするという理念に基づいた堺市の取り組みが、SDGsの達成をめざす先進事例として認められ、SDGs未来都市に選ばれました。



安心を未来へつなぐ「堺セーフシティ・プログラム」

堺市では、女性や子どもに対する安全安心なまちをめざす「堺セーフシティ・プログラム」に取り組んでいます。コンビニエンスストアの協力を得て、成人向け雑誌の表紙の一部を覆ったり、市立小・中学校へ防犯カメラを設置したり、市民・関係団体との連携により地域の防犯体制の強化などの取り組みを行っています。

参考: 国際連合広報センター「持続可能な社会のためにナマケモノにもできるアクションガイド」

子どもたちに、安心を。

「誰ひとり取り残さない」で、安心してしあわせに過ごせる社会。それはみんなの願いです。しかし、私たちの周りには、子どもたちに関わる様々な人権課題があり、痛ましい事件も起こっています。

いじめについて

2018年に、いじめと認められた数は、全国で過去最多の54万件※。これは、いままで「ひやかし」や「からかい」として扱ってきたケースも、いじめとして認知し、深刻なことになる前に防いでいこうという動きが広がっているためです。

ただし、いじめの実態は、ふざけや遊びをよそおったり、インターネット上やメール・SNSなど大人にわかりにくい場所や形で行われるケースもあるので、ますます注意が必要になってきています。

※文部科学省「平成30(2018)年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」より

⚠️ 大人が気づきにくい「いじめ」

インターネット上に悪口を書き込まれる

仲間はずれ、集団で無視される

はずかしいことや危険なことをさせられる

お金やものを、盗まれる、隠される

ひやかしやからかい、いやなことを言われる

いやなことがあったら、先生やまわりの大人に相談しよう。

いじめの発見

いじめを受けている子どもは、誰にも相談できず悩んでいる場合があります。子どもたちが言葉で伝えてこなくても、毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度が現れることがあります。

子どもとのコミュニケーションを大切に！サインを見逃さないでね。

チェック!

- ① 朝起きてこれられない。
- ② 身体の具合が悪いと言って学校を休みたがる。
- ③ 食欲がない。集中力がない。勉強しなくなる。
- ④ 表情が暗く、会話が少なくなる。
- ⑤ お金を欲しがるといふ。
- ⑥ ささいなことでイライラしている。
- ⑦ 部屋に閉じこもる時間が増えた。 …など

特に、夏・冬休みの終わりから新学期にかけて、登校をいやがったり、元気がなくなったりすることがあります。子どもの様子の変化に注意しましょう。

いじめを受けていることが分かったら

- ① 子どもにとって良き相談相手になりましょう。
- ② 問いつめたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- ③ 必ず守り抜く、必ず助けることを伝えましょう。
- ④ いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないことを伝えましょう。
- ⑤ 次のようなことは、絶対に言わないようにしましょう。
「無視なさい」「大したことではない」「あなたにも悪いところがある」「いじめられる方が悪い」「弱いからいじめられる」

心配なことは学校へ相談しましょう

📞 学校以外で相談するところ

子ども電話教育相談「こころホーン」	☎072-270-5561 (24時間対応、毎日)
ソフィア教育相談	☎072-270-8121 予約による面接相談／火～土9:00～17:30(祝日・休日は除く)
ふれあい教育相談	☎072-245-2527 予約による面接相談／火～土9:00～17:30(祝日・休日は除く)
学校教育部 生徒指導課	☎072-228-7436 月～金9:00～17:30(祝日・休日は除く)

児童虐待について

子どもへの虐待は、心と身体の成長や人格形成に影響を与える重大な人権侵害です。虐待かどうか疑わしい場合でも、連絡(通告)をお願いしていることや、相談窓口の認知度が上がったこともあり、虐待の通告件数は、年々増加しています。しかし、まだまだ子どもが被害にあい生命が脅かされる事件が起きています。

虐待の種類

ネグレクト

乳幼児を家に残しての長時間外出、適切な食事を与えない、衣服を着替えさせない、病院へ連れて行かないなど。

心理的虐待

子どもに対する著しい暴言や拒絶的な態度、子どもの前で配偶者に対し暴力をふるうなど。

身体的虐待

なぐる、ける、たたく、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせる、家の外にしめだすなど。

性的虐待

子どもへのわいせつな行為や性行為の強要、ポルノ写真の被写体にするなど。

虐待のサイン

不自然なあざや傷がある

衣服や体がいつも汚れている

暗くなっても外を歩き回ったり、家に帰りがたらない

登校させていない



保護者が不在がちで、いつも子どもだけにいる

食事を与えていない

大声を上げ、子どもや家族に暴力を振っている様子が感じられる

長時間、外やベランダなどに出されている

まわりのみんなが関心を持つことが大切なんだね。

「しつけ」と「虐待」は違います。

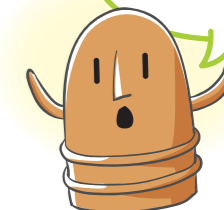
しつけとは、子どもの理解度に配慮し、基本的な生活習慣や社会のルール・マナーなどを身に付けるよう働きかけることです。しつけのつもりでも、それが子どもの心身を傷つけていれば虐待です。

13ページを
読んでみよう。

虐待を未然に防ぐこと。

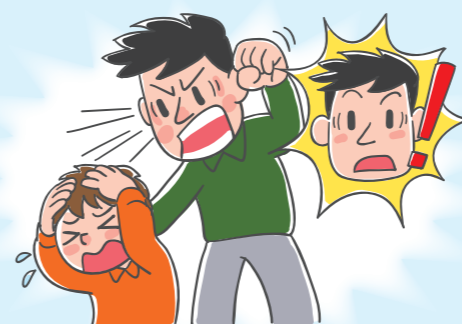
子どもへの虐待を未然に防止したり、早期発見・対応したりするには、みなさんの支援や協力が不可欠です。みんなのちからで子どもへの虐待のない社会を実現していきましょう。

まちのみんなで
子どもを守ることが
大切だね!



もし自分が虐待しそうになったら

育児に不安があったり、「虐待してしまうかも」と心配になったりしたときは、一人で抱え込まずに気軽に相談してください。



もし虐待の疑いを見聞きしたら

まわりに気になる様子があれば、ひとこと声をかけてください。声をかけにくい場合や「もしかしたら虐待」と思ったときは連絡(通告)してください。連絡(通告)した方の個人情報を守られます。



虐待相談・連絡(通告)相談窓口

区役所子育て支援課(家庭児童相談室)	
堺区	☎072-222-4800 FAX 072-222-4801
中区	☎072-270-0550 FAX 072-270-8104
東区	☎072-287-8198 FAX 072-286-6500
西区	☎072-343-5020 FAX 072-343-5025
南区	☎072-290-1744 FAX 072-296-2822
北区	☎072-258-6621 FAX 072-258-6883
美原区	☎072-341-6411 FAX 072-341-0611

子ども相談所(児童相談所)

☎ 072-245-9197
FAX 072-241-0088

子ども虐待ダイヤル

☎072-241-0066 24時間、365日対応

児童相談所 全国共通ダイヤル

☎189(いちばやく) 近くの児童相談所につながります
(一部のIP電話からはつながりません)

連絡(通告)を受けたら

連絡(通告)を受けた関係機関は、速やかに調査し、子どもの安全確認を行います。そのうえで、支援が必要な家庭には、継続的に保護者や子どもに面接などを行い、支援を続けます。

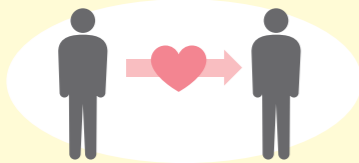
すべての「性」に、しあわせを。

人の「性」は、男と女で区別できるものではありません。
 多様な「性」について学び、誰もが自分らしく暮らしていける社会を実現するには
 どうすればいいのか考えていきましょう。

「SOGI」という言葉を知っていますか？

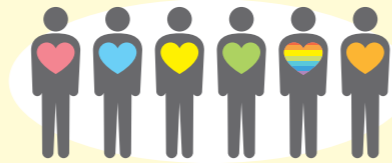
SOGIとは、誰を好きか(=性的指向Sexual Orientation)と心の性(=性自認Gender Identity)の英語の頭文字をとったもので、すべての人が持っている性のタイプです。

SO 好きになる性について



どんな性別の人を好きになるかは、人それぞれです。異性を好きになる人、同性を好きになる人、男女どちらも好きになる人、また、どちらの性も好きにならない人や、好きになる性がわからない人もいます。女性を好きになる女性をレズビアン(Lesbian)、男性を好きになる男性をゲイ(Gay)、同性も異性も好きになる人をバイセクシュアル(Bisexual)といいます。

GI 心の性について



心の性は、自分自身をどういう性だと認識しているかということ。心の性と身体性が一致している人と、一致していない人がいます。また、どちらの性別でもない、どちらの性別なのかわからないという人もいます。心と身体性が一致していない人や、どちらの性別にも違和感を持つ人をトランスジェンダー(Transgender)といいます。

人の性は、いろいろ。

LGBT(レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとった表現)がセクシュアルマイノリティの人たちを表すのに対し、すべての人が持つ性的指向・性自認を表す言葉が「SOGI」。人の性は、右図にあるように、誰もがいろいろな形で持っているものです。ありのままを尊重することが大切です。

性はグラデーション	
身体的性 身体づくりから見た性	女 男
心の性 自分が感じている性	女 男
社会的な性 服装など社会で表現する性	女 男
好きになる性 好きになる相手の性	女 男

カミングアウトとアウティング。

LGBTなど性的マイノリティ(性的少数者)の人は、自分のセクシュアリティ(性)を誰かに伝えるかどうかで悩んでいたり、まわりの人のなにげない言葉で傷ついていることがあります。

「カミングアウト」…自分のセクシュアリティを受け入れ、性的少数者であることを誰かに伝えることをカミングアウトと言います。

「アウティング」…本人の了承なしに、勝手に性的指向や性自認を第三者に公表することです。アウティングは、自分のセクシュアリティを他人に知られたくない人にとって、重大な人権侵害です。

こんなことを見たり聞いたりしたことはありませんか？

かれし 彼氏はいるの？

!! 好きになる人は、異性とは限りません。

たまにはスカート履いたら？

!! 身体の性と心の性が違う人にとっては差別的な言葉になる可能性があります。

実は私、女性が好きな

!! カミングアウトはあなたを信頼している証拠です。真摯に話を聞き、理解することが大切です。

あの人、女性が好きなんだって！

!! 本人が望まないアウティングは、人命にかかわる重大な事象を招くこともあります。

いろいろな性があることを理解すること、その人のありのままを尊重することも、誰ひとり取り残さない社会をつくるために大切なことのひとつです。

多様な性を尊重する 堺市パートナーシップ宣誓制度

お互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓した性的マイノリティの方に対して、市が宣誓書受領証を交付する制度をはじめました。婚姻制度とは異なり、法律上の効果が生じるものではありませんが、この制度の広がりから、多様な性が尊重され、誰もが自分らしく暮らすことのできるまちをめざします。

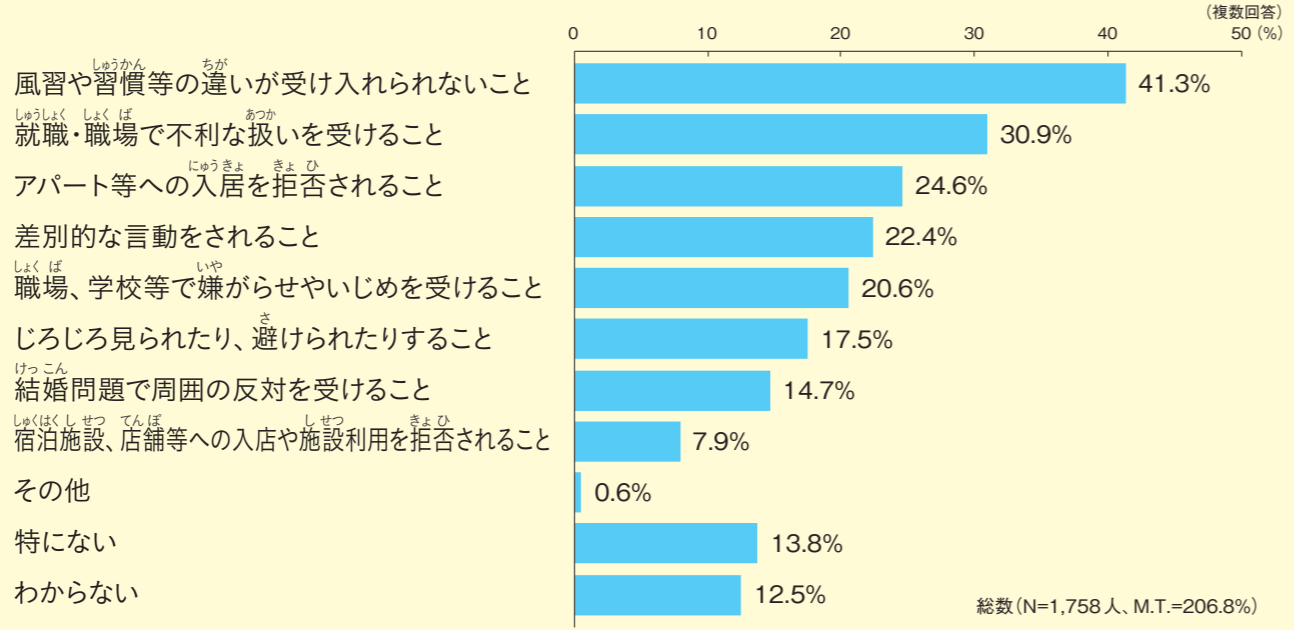
- 制度を活用すると…
- 1 泉北ニュータウン住まいアシスト補助
 家賃の一部補助について、若年夫婦世帯と同様に取扱いします。(所得や住宅など一定の要件があります)
 - 2 堺市立総合医療センター
 宣誓書受領証を持ったパートナーの面会や手術同意を、患者が病院に求めることができます。

交付までの流れや必要書類、その他お問い合わせは、下記まで。
 人権企画調整課 TEL.072-228-7159 FAX.072-228-8070 メール jinkenki@city.sakai.lg.jp

すべての人の権利を、大切に。

外国にルーツがある人の人権

■日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか



平成29年 内閣府「人権擁護に関する世論調査」グラフ

外国にルーツのある人が、年々増加しています。そのような中、「日本に居住している外国人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思うか」という質問に、約40%の人が「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」という回答をしています。また、「就職・職場で不利な扱いを受けること」や「アパート等への入居を拒否されること」と回答した人が、おおよそ4人に1人います。

誰もが自分らしくあるために、お互いの違いを理解し、認め合うことが大切です。人間は一人ひとり違っていいものです。「違い」を排斥するのではなく、「違い」を「豊かさ」にできるよう、多様なあり方が認められる社会を実現していきましょう。

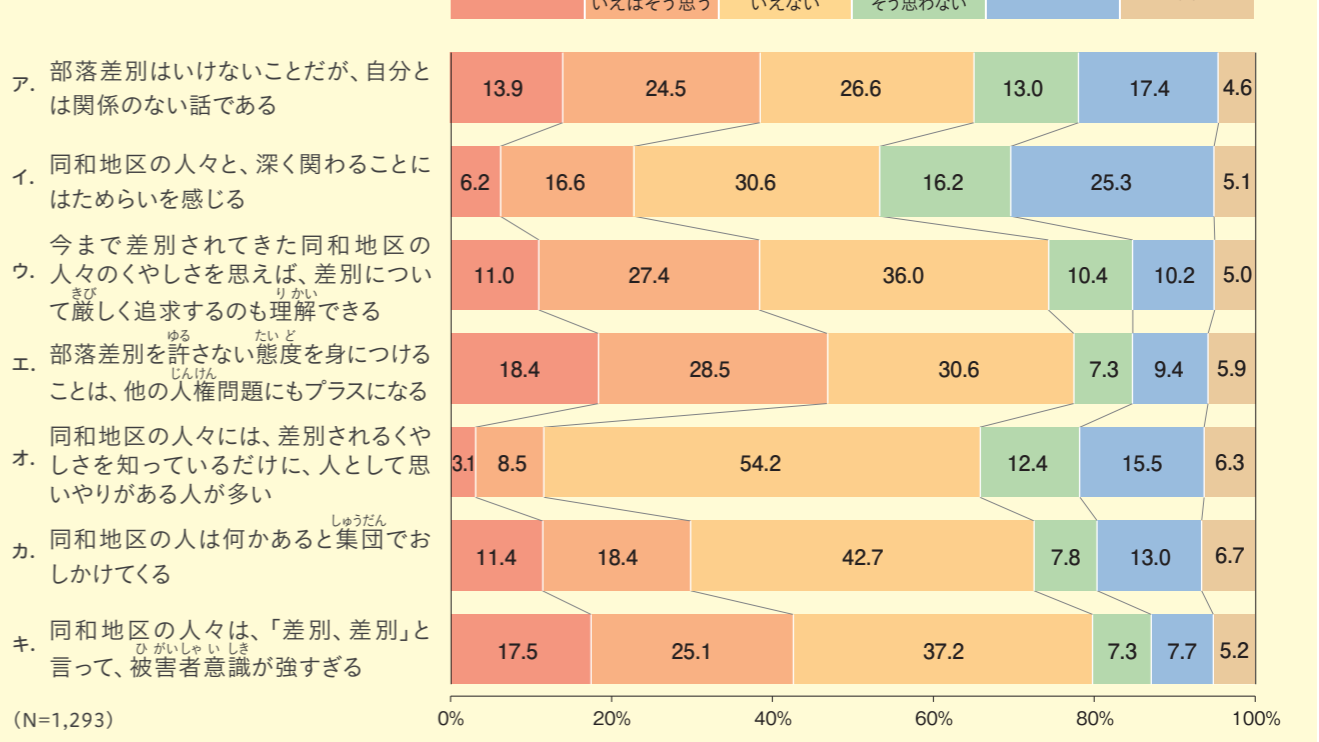
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)

2016(平成28)年6月3日施行

特定の民族や国籍の人を排斥しようとする差別的言動が「ヘイトスピーチ」として社会問題になっています。こうした行為は、不安を与えるばかりか、人としての誇りを深く傷つける人権侵害にもつながります。決して許されるものではないヘイトスピーチを防止するために、この法律が生まれました。

同和問題

■同和問題についての考え方



第7回堺市人権意識調査結果報告書 図表 3-4同和問題についての考え方

「部落差別はいけないことだが、自分とは関係のない話である」という質問について、約40%の人が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答しています。人権課題を解決するためには「他人ごと」ではなく、「自分ごと」として誰もが考え、そして行動することが必要です。

いまま、進学や就職、結婚するときなど、人生の新しい出発のときに、ありのままの自分を出せず、悩んでいる人がいます。

自分ではどうすることもできないことで人生の選択肢が狭められたり、なくなったりすることのつらさや不合理さを、「自分ごと」として考え、すべての人の人権が尊重される社会について、考えていきましょう。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消法)

2016(平成28)年12月16日施行

現在もなお、部落差別が存在するという認識のもと新しい法律が定められました。日本国憲法の理念にのっとり「部落差別は許されないものである」「解消することが重要な課題である」と規定しています。



差別につながる書き込み等を見たら、こちらに報告、相談しましょう。

大阪府ホームページ

インターネット上の差別書き込みに関する相談窓口
<http://www.pref.osaka.lg.jp/jinken/internet/soudan.html>





すべての子どもが 笑顔になることをめざして

いっばんざいだんほうじん じどうぎゃくたいぼうしきこう
一般財団法人 児童虐待防止機構オレンジCAPO 理事長 島田 妙子さん

虐待は、心の持ちようで抑えることができる
虐待を防止するには、まず虐待につながる怒りのメカニズムを知ることです。人は怒りを感じると、FF行動をとろうします。FFとはFight(闘争)とFlight(逃走)の頭文字で、カチンと来たときに、私たちは「闘う」か「逃げるか」を瞬時に選んでいるのです。あたりにくい相手だと我慢するのに、あたりやすい相手だと我慢しない。子どもが相手の場合、あたりやすいので、つい手が出てしまうときがある。これが虐待につながるのです。

イライラするとき、カチンと来たときは、アドレナリンが出ている状態です。すぐに行動しないで、ひと呼吸おくといいでしょう。アドレナリンはほおっておいたら消えていきます。怒りがおさまりにくいときは、鼻で吸って口で吐くという深呼吸や、背伸びがおすすです。どうしても怒りが抑えられそうにないとか、このままでは虐待してしまいそうだと感じたら、すぐに相談窓口で電話すればいいと思います。怒りを抑えるプログラムもありますし、叱り方を学ぶこともできます。自分次第で自分を変えることはできます。虐待は重い問題ですが、虐待しないよう抑えることはできます。

虐待のサインを見逃さない

虐待のサインも重要です。虐待だと感じたら迷うことなく電話してください。まずは、子どもたちを1日でも早く、暴力を受けない環境に避難させてあげることが大切です。近頃は、子どもたちからの連絡が増えてきました。これは、いいことだと思います。虐待したことを後悔しながら

ら生きている保護者の人はとても多いんです。虐待を知らせることは、その子のおとうさん、おかあさんを助けることにもつながるんだということを、子どもたちに伝えてほしいと思います。

いじめについていじている子のケアも大切

あふれる感情を、おとうさんやおかあさんにぶつけることができない。そんな小学生が増えました。そういう子どもは、学校で相手を見つけて八つあたりしようとする。それがいじめにつながっています。なぜ保護者に言えないかというところ、保護者が話を聞いてあげないから、関心を示さないから、そして虐待されている場合もそうです。虐待といじめの問題はつながっています。

心のケアは、いじめられている子どもはもちろん、いじめをおこなってしまった子どもにも必要です。いじめが起こった場合、いじめた子どもをみんなで叱り責めたりしがちですが、まずは話をきちんと聞いてあげることです。そして、あふれる感情を「抜く」ようにアドバイスしてあげてください。イライラすることがあったら、何に怒っているのかを考える。そして、誰かに聞いてもらったり、紙に書いたりすることで、イライラがおさまるかもしれないよ、と伝えてあげてください。

虐待やいじめの防止も、SDGsのひとつ。すべての子どもたちが笑顔で過ごせる未来にしたいですね。

プロフィール

自身がうけた虐待の実体験から、本当の意味での「児童虐待の予防」にむけての自叙伝を執筆。「大人の心を助ける」「命」「愛」「子育て」「障がい」「介護」をテーマとする講演活動を積極的にやっている。



エスディージーズ SDGs、それは、すべての子どもが 平等に潜在能力を発揮できる社会を つくるためのもの

こうえきざいだんほうじん せかいじんけんもんだいけんきゅう
公益財団法人 世界人権問題研究センター 所長 坂元 茂樹さん

日本のような先進国でも子どもの貧困問題が注目されていますが、途上国ではさらに深刻な状況にあります。栄養不良が原因で死亡している5歳未満の子どもは、世界で年間310万人。子どもの「育つ権利」が十分に守られていない地域がたくさんあります。3人に1人が栄養不足で発育不全の状態にあり、多くの児童がお腹をすかしたまま小学校に通っています。こうした国の子どもたちが元気に学校に通えるように、SDGsでは飢餓をゼロにすることを目標にしています。

SDGsでは「誰ひとり取り残さない」という合言葉が使われています。先進国の子どもも途上国の子どもも取り残さないということです。人は、一人ひとりかけがえのない存在であって、多様な個性や可能性を持って生まれてきます。すべての子どもが、潜在能力を発揮できるような社会にしなければなりません。

それを実現するために大切なのが地球環境です。私たちが快適性や便利さを求めた結果、大きな負荷を地球に与え、地球を限界まで追い詰めています。台風が大型化したり、大雨が降ったり、そのたびに多くの人が被災している状況を見ると、地球が変わりつつあることを実感します。地球温暖化に代表される気候変動やエネルギー・資源の枯渇など地球には様々なリスクがあります。それを回避するため、どのように生活すべきかを考えたもの、それがSDGsです。

SDGsの達成に向けて、私たちが個人レベルでできることがいくつもあります。今、地球

上で飲み水として使える淡水はわずか3%です。しかもそのうち2.5%は南極や北極、あるいは氷河という形で凍ったまま。つまり地球上の人々は全体のわずか0.5%の淡水で生活を支えていることとなります。日本は飲み水に恵まれています。水を大切に使うこともSDGsの達成に役立ちます。そして、電気をマメに消すなどの省エネ習慣も私たち一人ひとりができること。全世界の人々が省エネ型の電球に変えれば、年間1,200億米ドルが節約されるという試算もあります。

SDGsを達成することによって実現するのは、持続可能な環境と、子どもたちが元気で学校に通える社会です。そして、一人ひとりの人権が大切にされ、すべての人が自分の潜在能力を発揮できる社会です。ゴールは2030年、今の子どもたちが大人になる頃には、目標が達成されているかどうかを確かめることができます。と思います。

プロフィール

1950(昭和25)年生まれ。同志社大学教授。法学博士(神戸大学)。公益財団法人人権教育啓発推進センター理事長、公益財団法人世界人権問題研究センター所長を務めている。